

広島県告示第三百九十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和六十三年厚生省告示第二百二十七号）第五号の要件を満たす応急入院指定病院として、次の病院を指定した。

平成二十年四月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 期 間
医療法人緑風会 ほうゆう病院	呉市阿賀北一丁目一四番一五号	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
ふたば病院	呉市広白石四丁目七番二二号	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
メープルヒル病院	大竹市玖波五丁目二番一号	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
独立行政法人国立病院機構賀茂 精神医療センター	東広島市黒瀬町南方九二番地	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
医療法人仁康会 小泉病院	三原市小泉町四二四五番地	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
医療法人大慈会 三原病院	三原市中之町六丁目三一番一号	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで
福山友愛病院	福山市水呑町三〇二番地の二	平成二〇年四月一日から 平成二三年三月三十一日まで